

07 財務省 構造改革特区第23次 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	醸造家創出プロジェクト	
要望事項 (事項名)	原料（酒類）の製造に関する免許 不要化ならびに特別税率の適用	都道府県	神奈川県	
		提案事項管理番号	1008010	
提案主体名	個人			

制度の所管・関係府省庁	財務省
-------------	-----

求める措置の具体的内容
<p>【措置①】特産リキュール免許のみで、使用する原料としての酒類を自ら製造できるようにする。</p> <p>【措置②】特産品を醸造原料の一部とすることを認める。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由
<p>特産リキュール特区をさらに推進させる提案です。</p> <p>【事業概要】外部調達した酒類に特産品を混和するだけでは独自性や多様性に限界があります。様々な消費者ニーズに応じていく為にはベースとなる酒類自体を手作りすることが必要だと考えます。そこで、フルーツビール（ビールもしくは発泡酒に特産品果汁を混和）に麦由来のスピリッツを加えた商品を想定。ベースとなるビールもしくは発泡酒は小規模向け製法により低投資・簡易技術で製造が可能であり、自家製造することで独自性を出し、飲食店・酒販店・特産品生産農家・料理家・小売店などの参入によって小規模・多品種・多立地での展開が可能となります。</p> <p>【措置①】酒税法第7条第1項但し書きでは原料として自ら製造する酒類に免許は不要となっています。一方で本件特区法によって原料として使用する酒類の自己製造が禁じられています。本来許されているものが特区法によって規制されるのは、特区主旨から外れており法的にも整合性を欠いています。</p> <p>【措置②】製法において、特産品の使用方法が規制されています。醸造過程の原料として使用することを認める拡充措置を望みます。上記措置①②により、商品の独自性向上とコストダウン効果による推進をはかります。また、保税面で見ても損失はありません。</p>

07 財務省 構造改革特区第23次 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	醸造家創出プロジェクト	
要望事項 (事項名)	特定酒類製造事業について対象者 および使用原料の条件緩和	都道府県	神奈川県	
		提案事項管理番号	1008020	
提案主体名	個人			

制度の所管・関係府省庁	財務省
-------------	-----

求める措置の具体的内容
<p>特定酒類製造事業について、</p> <p>【措置①】対象者として特区域内のシニア（65歳以上）へ拡大させる。</p> <p>【措置②】使用する米について特区内生産米とし生産者の特定条項を外す。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由
<p>どぶろく特区の段階的拡大策を提案します。</p> <p>【事業概要】すでに認定が100件を超え経済的にも多大な効果が認められています。しかし、日本社会全体で見れば農家のみの特権化されており全国展開および一般化には大きな余地があると言えます。一方で参入者段階の知識不足や書類不備、および技術向上やマーケティング力など課題も発生しています。そこで、社会的問題であるシニア層の就業問題そして経済活力の維持による税收対策、さらには平成22年度評価意見「特区において当分の間存続」を踏まえ拡大策として対象者及び使用米の段階的拡大を次なる事業モデルとして提案いたします。</p>

07 財務省 構造改革特区第23次 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	醸造家創出プロジェクト	
要望事項 (事項名)	免許不要アルコール度数の数値緩和	都道府県	神奈川県	
		提案事項管理番号	1008030	
提案主体名	個人			

制度の所管・関係府省庁	財務省
-------------	-----

求める措置の具体的内容
<p>醸造酒類において免許不要となるアルコール度数を5度未満とする。</p> <p>※少量生産かつ自家消費に限ります。</p> <p>※発泡性酒類を含みます。</p> <p>※蒸留酒類および混成酒類は含みません。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由
<p>低アルコール醸造酒の自家醸造解禁で開業者創出を提案します。</p> <p>【事業概要】国内生産でみると5度未満の蒸留酒類及び醸造酒類は極少である。これは、酒税法による参入制限＝権利化された市場にも関わらず、生産者が存在しない（極端に少ない）ゾーンである。特に醸造酒類におけるこの市場は規模が小さいため大手メーカーは手を出しづらく将来的に活用される展望も描き難い。反面、スーパーやホームセンターはPB（海外生産）でこの市場に取り組んでいる。結果、低価格戦略とアルコール免許制度の影響でより一層国内新規参入者は出現しそうに無い。そこで、醸造酒類における低アルコール市場を国内生産で健全に育成するために、新規醸造家の育成と規制緩和が急務と言えます。規制緩和は上記2種の特区拡充により実現でき、新規参入者は醸造の経験者を拡大させることで育成が可能となります。そこで、個人生活の範囲で経験を積む機会を与え急速に裾野を広げることで経験者拡大をはかります。つまり自家醸造の裾野を広げ醸造事業参入者の創出および国内生産量増加と市場拡大をはかりるといことです。またこれは、酒税および消費税増収機会だけでなく広範囲な経済効果（雇用を含めた産業連関）が見込まれます。</p>

07 財務省 構造改革特区第23次 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	醸造家創出プロジェクト	
要望事項 (事項名)	酒税法上の試験製造免許の条件緩和		都道府県	神奈川県
			提案事項管理番号	1008040
提案主体名	個人			

制度の所管・関係府省庁	財務省
-------------	-----

求める措置の具体的内容
教育目的で付与される酒税法上の試験製造免許の対象に民間事業者を加える。
具体的事業の実施内容・提案理由
<p>事業を担う人材の育成と、税務執行の負荷軽減に寄与します。</p> <p>【事業概要】学校法人以外の民間事業者に対し、教育目的の試験製造免許を付与する提案です。付与された事業者は教育だけに留まらずビジネスインキュベーションの役割を担い、上記3種の特区事業を支えます。※これは、上記3種の特区と一体となりはじめて効力を発揮します。</p> <p>【効果①醸造学校】既存の国内醸造学校（学科）は少数で期間も昼間3年と永く特区への貢献は限定的です。そこで、免許を取得する酒類および製法ならびに醸造技術を絞ることで短期化・簡易化をはかります。これにより事業を担う人材を育成し継続発展を実現します。※限定製法は小規模事業者向けに最適化された製法を採用。</p> <p>【効果②経営支援】地域と共に歩み商品開発支援・技術向上・イースト独自研究・知識習得機会の提供・経営相談などを実践、経営基盤の底上げにより酒税の保全にも貢献します。地元密着性において農業での農業試験場と効能が近いと言えます。</p> <p>【効果③事前指導】記帳・申告・書類作成などにおける知識提供と事前指導を行います。免許申請時だけでなく免許更新時や納税時の事前対策により不備率を減少させ、スムーズな税務執行に貢献します。この事前指導にかかるコストは利用者がコストを負担する構造（会費名目で徴収）となり民間事業として成立します。</p> <p>【効果④規格共通性】製法・技術・設備・器具などを共通（標準）化することで、共同研究や知見共有が推進されます。これは、税務調査の型化やコスト軽減という効果にもつながります。</p>